

岩手県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岩手県選挙分会長及びその職務を代理すべき者（以下「職務代理者」という。）を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

岩手県選挙分会長		職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
岩手郡雫石町長山松木23番地1	高前田 寿幸	紫波郡紫波町平沢字境田106番地	高橋 政喜